

# かごしま 市民のひろば

8/1  
No.75

編集と発行 鹿児島市広報部  
市役所の代表電話 ② 1111

市の人口(推計) 430,633人(男202,738人 女227,895人) 138,094世帯(48.7.1現在)

## 市政テレビ番組

■MBCテレビ「市民のひろば」  
(毎週日曜午前8時から)  
(再放送 每週火曜午後4時45分から)

8月12日 食中毒の予防 8月26日 8月の市政ハイライト

8月19日 台風シーズンを迎えて 9月2日 市長と語る

■KTSテレビ「市政の窓」(毎月最終土曜日  
午前11時30分から)  
8月25日 台風に備えて

## 用途地域内の建物の用途制限

例示	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	■						
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの							
上記以外の兼用住宅		■					
幼稚園、小学校、中学校、高等学校					■		
図書館、博物館						■	
神社、寺院、教会							■
老人院、託児所、公衆浴場、診療所							
巡回派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局							
大学、高等専門学校、各種学校							
病院							
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店							
上記以外の店舗、事務所							
ホテル、モーテル、旅館							
ボーリング場、スケート場、水泳場							
まあじん屋、ぱらんこ屋、射的場							
劇場、映画館、演芸場、観観場							
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂							
営業用倉庫、床面積の合計が50m <sup>2</sup> をこえる車庫(一定規模以下の附属車庫などを除く)							
自動車教習所、床面積の合計が15m <sup>2</sup> をこえる倉庫							
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの							
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがある場合							
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがある場合							
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがある工場							
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設							
卸売市場、畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場							

(都市計画において位置を決定したもの)

建てる用途

建てられない用途

地域区分は八種類に  
これまでの用途地域は、住  
居地域、商業地域、準工業地  
域、工業地域の四種の地域を

市内には、住宅、商店、工場などいろいろな建物が建てられており、今後ますます増加することが予想されますが、この状態をそのまま放っておくと、さまざまな建物が無秩序に立ち並び、公害問題、日照問題などを引き起こし、まちの生活環境は悪化するばかりです。そこで住まいよいまちにするために、どの地域を商業地域に、あるいは工場地域にするのがよいかという土地利用計画や、また建物を建てたり利用するについての規則を定めたりすることが必要となります。この最低限のルールを定めたのが都市計画での用途地域ですが、このほどこの用途地域指定が改正され、六月十八日から新しい用途地域の指定が実施されました。

定めていましたが、最近開発がすすみ、都市化がすすむにつれて、この四地域では実情に合わなくなってきたため、これを新しく次の八種類の用

途地域に法律が改正され、それが地域にふさわしいきめ細かな規定を設けて、建物の用途や形態の制限を行なうことになりました。

## 強化された住宅環境の保護

# 新しい用途地域決まる

### ▲第一種住居専用地域▼ 低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。

### ▲第二種住居専用地域▼ 同じ居住専用地域でも中高層住

宅も建てられる地域です。ここでは、都市的生活の利便に

も重点がおかれ、住宅のほかに店舗、事務所、病院なども建てられます。

▲住居地域▼ 主として住

境を保護しようという地域で

す。住居的施設を中心に、パ

ンコ店、ボーリング場、旅

館、公害のない小規模な工場

などは建てられます。

▲近隣商業地域▼ 住環境を

守りながら周辺住民に対し

て用品などを供給する商業な

どに利便を増すための地域。

ここでは一般の工場や劇場

キバレーなどの風俗営業施

設は建てられません。

▲商業地域▼ 銀行、事務所

劇場、料理店などいろいろな

商業、業務施設などが集まっ

ている地域で、商業地として

の環境をそこなうような工場

のほかは、一般に用途制限は

ゆるやかになっています。

▲準工業地域▼ 家内工業

庫などのほか、これらに付帯する住居的施設の混在が許さ

れるところで、これらの工場

の利便を増すための地域です

▲工業地域▼ 主として工業

の利便を増すための地域です

のような工場も建てられます。

それでも用途地域内なら好きなように建てられるかと言ふとそうではありません。

市街地の密度を規制するも

のとして、今までには建ぺい率

(建築面積の敷地面積に対する割合)と高さの制限がありま

したが、今回の改正では、新たに容積率(建築物の各階

床面積の合計の敷地面積に対する割合)の限度や、住宅地

内で起こる日照問題についてもきびしい規制がなされています。

新たに容積率(建築物の各階

床面積の合計の敷地面積に対する割合)の限度や、住宅地

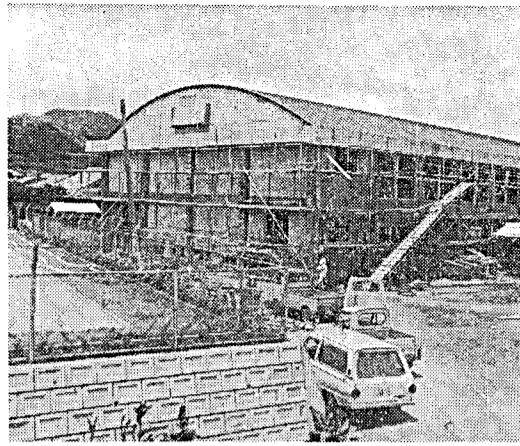
内で起こる日照問題についてもきびしい規制がなされています。

▲工業専用地域▼ 工業の利便をさらに増すための地域です。ここでは、原則として工場ならどんなものでも建てられますが、工業の利便をそこなうものは建てられません。

▲工業専用地域▼ 工業の利便をさらに増すための地域です。ここでは、原則として工場ならどんなもの

# 第一伊敷小(仮称)など工事に着手

ケ浜に勤労青少年ホームも



四十八年度もすでに三分の一を経過しましたが、学校建設など市の建築工事は順調に進められています。そこで現在工事中あるいは近く着工予定の事業をまとめてみました。

## ■教育施設

新設校】本年度は周辺地区に

小学校三校と中学校一校の新設を予算化していますが、そのうち、第二伊敷小(仮称)第二原良小(仮称)緑ヶ丘中(仮称)がすでに建設中で、残りの玉里小(仮称)も近く着工します。

建物はいずれも鉄筋コンクリート四階建てで、来年四月には開校できる予定です。

## ■玉龍高校の改築

五月末から校舎の改築工事に着手していますが、現在地で改築のため、八月までに旧校舎の移転工事を行ないます。

このホームは総工費一億一千三百万円。鉄筋コンクリート二階建、延べ面積千六百六十平方メートル(約四百八十九坪)の建物で冷暖房完備、内部は本館と体育館にわかれます。改築される校舎は、鉄筋四階建の近代化槽の販売店もしくは設置業者がもっています。

## ■勤労青少年ホーム

与次郎ケ浜の鳴池水泳プールの東側に、働く青少年のための福祉施設“勤労青少年ホーム”を建設中です。

このホームは総工費一億一千三百万円。鉄筋コンクリート二階建、延べ面積千六百六十平方メートル(約四百八十九坪)の建物で冷暖房完備、内部は本館と体育館にわかれます。改築される校舎は、鉄筋四階建の近代化槽の販売店もしくは設置業者がもっています。

## ■建設中の勤労青少年ホーム

建設中の勤労青少年ホーム

いよいよ今年も台風のシーズンです。すでに七月までに六号が発生しておりますが、鹿児島気象台の話では、台風の発生が今年は例年よりやや少なく、八月上旬から中旬にかけて一つ、そして下旬に一つ、九月は中旬から下旬にかけて一つ接近することが予想されています。

ソク 携帯ラジオなどの用意

▽断水に備えできるだけ多くの容器に飲み水を貯える。

▽パンやカン詰めなど非常食料の準備も。

▽現金や印鑑などの貴重品類は防水袋に入れておく。

▽洪水や高潮の危険のある地域の人は避難用のロープ、衣類2~3組を準備しましょう

▽ガケ下や川付近など危険個所に住む人は早めに避難を。

**避難するときは**

○避難命令がでたら、指揮者の指示にしたがい、ただちに秩序正しく避難しましょう。責任者を中心に、まず子どもお年寄りを先に、家族ま

鴨池中、南小、南中、中央公民館  
大竜小、宇宿小、武小、田上小、原良小、伊敷中、東桜島小、改新館、ラサール高、鹿児島電子工高和田小などです。

**災害にあつたときは**

大きな被害がおこり災害救助法が適用された場合には、被災者に対し救援物資の支給をはじめ、災害援護資金の貸付けなどいろいろな措置が講じられますので、市の災害対策本部か、福祉事務所の社会福祉課へご連絡ください。

(市役所代表会②一一一)

## 心がけたい日ごろの準備

## 台風が接近してきましたら

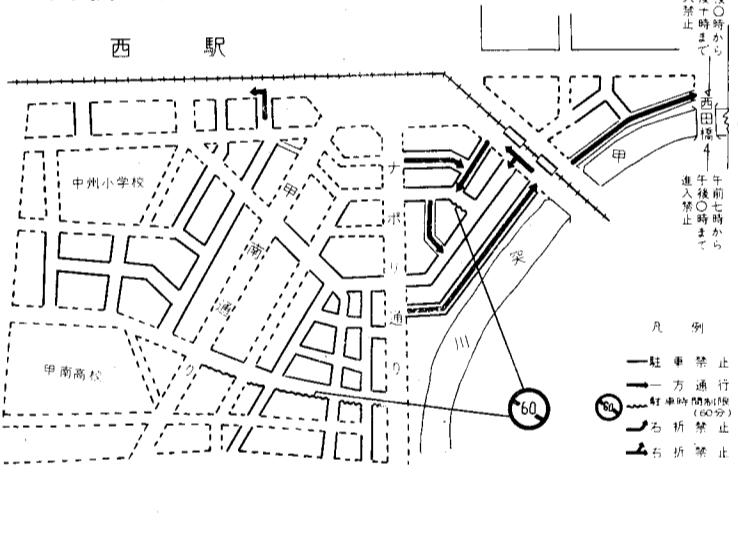
たは隣近所まとめて避難を

- ◎ 考えておき安全な道を通り
- ◎ ヘルメットや座ぶとんなどで頭を保護し、長靴など必ずはきものをはくように。
- ◎ 垂れた電線には近寄らない
- ◎ 火の始末も忘れずに。

**市が開設する避難所**

災害にあつたときは  
大きな被害がおこり災害救助法が適用された場合には、  
災者に対し救援物資の支給はじめ、災害援護資金の貸  
小、荒田小、中郡小、鴨池小、南中、中央公民館  
講池中、南小、南中、中央公民館  
、宇宿小、武小、山上小、  
、谷山小、谷山中、谷山福祉会  
、ラサール高、鹿児島電子工業  
田小などです。

西駅前周辺部



交通規制

四  
（七月一日実施分）

がやってくる  
ごろの準備

東シナ海

台風進路図

済州島

福岡

高知

長崎

熊本

鹿児島

宮崎

枕崎

佐多岬

種子島

屋久島

奄美大島

沖縄

南大東島

ラサ島

石垣島

宮古島

太平洋

台風20号  
(昭和39年9月)  
最大瞬間風速40.4 m/s

ルース台風 昭和26年10月  
最大瞬間風速46.5 m/s

400キロ  
200キロ

北 N  
東 E  
西 W  
南 S

124 125 126 127 128 129 130 131 132 133

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

0 100 200 300  
キロ  
距離

## 寝たきり老人の手当

本市が独自に設けた福祉制度「市民福祉手当」のうち、寝たきり老人に対する本年度分の手当の申請を八月一日から受付けます。今年度から寝たきりの期間が引き続き一年以上（従来は二年以上）で、あれば支給される。

八月一日から申請受付け

本市が独自に設けた福祉制度「市民福祉手当」のうち、寝たきり老人に対する本年度分の手当の申請を八月一日から受付けます。今年度から寝たきりの期間が引き続き一年以上（従来は二年以上）で、あれば支給される。

本市が独自に設けた福祉制度「市民福祉手当」のうち、寝たきり老人に対する本年度分の手当の申請を八月一日から受付けます。今年度から寝たきりの期間が引き続き一年以上（従来は二年以上）で、あれば支給される。

本市が独自に設けた福祉制度「市民福祉手当」のうち、寝たきり老人に対する本年度分の手当の申請を八月一日から受付けます。今年度から寝たきりの期間が引き続き一年以上（従来は二年以上）で、あれば支給される。

ことに改正されました。  
該当する人は、なるべく  
八月中に申請してください。  
なお、この手当は、毎年  
申請しないと支給されませ  
年以上引き続き寝たきりの状  
態にある満七十歳以上で本市  
に一年以上住んでいる人（養  
護老人ホームや特別養護老人  
ホームに入所している人は除  
申請の方法  
所定の申請書に民生委員の  
認印をもらい、市児童家庭課  
か福祉谷山分室へ提出してく

# 市街地に新たなる交通規制

最近、路上駐車や長時間の駐車がふえ、これが交通事故の原因となつたり付近の方に迷惑をかけたりしています。そこで、歩行者の安全と車両の円滑な流れを確保するため市街地における交通規制（第一次分）が七日一日から実施されました。これは市内を五つの地区に分け規制したもので、地区に応じて車両の通行禁止や一時

通行等に力が注がれていました。  
○市街地中心部  
この地区は幹線道路を除く  
歩行者用道路とし、一定時  
間の商品搬出入以外は車両  
通行を禁止する。

- 上町地区  
スクールゾーン対策、歩行者用道路の設置と一方通行の規制の導入。
- 南部地区  
標識の設置による駐車禁止の明確化など。

卷之三

○副中心部〔西駅周辺地区〕  
幹線を除き一方通行の規制  
○中心部の周辺地区

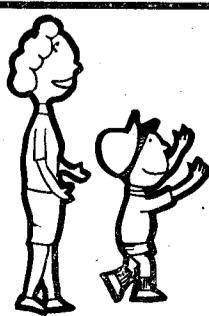
○上町地区  
スクールゾーン対策、歩行者用道路の設置と一方通行など。

- 南部地区  
　　標識の設置による駐車禁止の明確化など。
- 規制の導入。

◇料金 1人100円  
 ◇その他 弁当は各自  
 ◇申込み期日 8月13日  
 ◇申込み方法 かならず冒  
 き1組だけ  
 人以内  
 ◇申込み先 市役所広  
 に限りま



## 夏休み ぼくとお母さんの市営施設見学会



- ◇実施日 8月20日（月）  
◇人員 120人（電話受付け順）  
◇資格 1家庭大人（保護者）1人と子供（小学生）2人以内  
△見学コース 中央大堤、河頭治水堤、荒川動物公園など

